

平成22年8月吉日

旅行会社の皆様へ

富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会  
(事務局：ふじよしだ観光振興サービス内)  
TEL：0555-21-1000

## 「着地型旅行商品」開発支援のお知らせ

～旅行会社の着地型旅行商品の開発・販売を支援します！～

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協議会では、今年度も、「着地型旅行商品開発事業」

・事業目的：宿泊滞在の促進に向けて、地域ならではの観光素材を活かした滞在型の着地型旅行商品を開発する

を実施いたしております。

この度、同事業の一環として、当観光圏内（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村）の多種多様な観光資源（世界に誇る富士山・富士五湖の自然や歴史・文化、観光施設、体験プログラム等）や宿泊施設を活用した旅行商品の開発支援（例：協議会事業での宣伝告知、パンフレット作成等の定額支援など）を行うことといたしました。

お忙しいこととは存じますが、本支援事業に是非ご応募いただき、この機会に貴社のアイデアを商品化いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

【担当】

富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会  
「平成21年度着地型旅行モデルプラン商品化支援業務」担当

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514  
忍野村役場 地域振興課（渡辺胤範）  
TEL 0555-84-7794 FAX 0555-84-3717

(※本支援事業は、業務の一部を(財)日本交通公社に委託しております。)

財団法人日本交通公社 研究調査部 吉澤清良  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-2  
TEL 03-5208-4706 FAX 03-5208-4706  
メールアドレス：[yoshizawa@jtb.or.jp](mailto:yoshizawa@jtb.or.jp)

## 富士山・富士五湖ならではの地域資源を活用した「着地型旅行商品」の 開発・販売の支援について

～旅行会社の着地型旅行商品の開発・販売を支援します！～

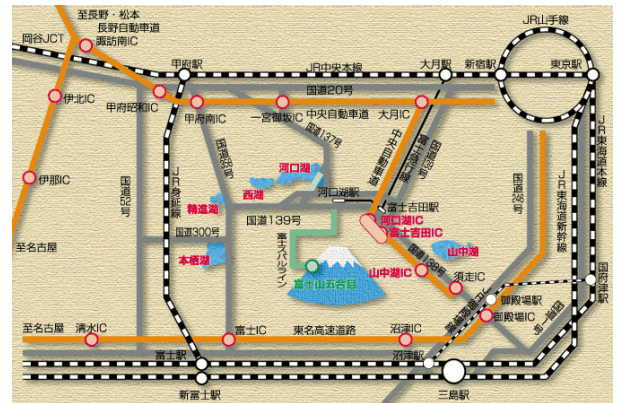
富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村）では、観光客の連泊滞在、リピーター化の促進を目的として、旅行会社が行う本圏域ならではの多種多様な観光資源（世界に誇る富士山・富士五湖の自然や歴史・文化、観光施設、体験プログラム等）や宿泊施設を活用した「着地型旅行商品」の開発・販売を支援しています。

本支援事業に是非ご応募いただき、この機会に貴社のアイデアを商品化いただきますようお願い申し上げます。

【本観光圏が開発を目指している着地型旅行商品とは？】

本観光圏が開発しようとしている「着地型旅行商品」の特徴は以下のとおりです。

- ・ 旅行会社と行政、民間観光事業者が強力で連携・協力して開発した商品
- ・ 通常の一般的な旅行商品よりも地域密着型の体験プログラムやメニューを組み込んだ商品（例：ガイドやインストラクターによる解説や体験の提供、旬の行事の組み込みなど）
- ・ 観光圏内の出発・解散を基本としつつも、必要に応じて近隣交通拠点（新幹線駅、空港など）での発着を可能とした商品



### 1. 応募条件について

#### (1) 応募資格

旅行業法（昭和 27 年 7 月 18 日法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定された旅行業を営む者とします。

#### (2) 着地型旅行商品の設定条件

着地型旅行商品の設定に際しての条件は以下の通りとします。なお、提案する商品数（コース数）には制限を設けておりません。（複数のコースをご提案いただけます。）

- ① ターゲット（方面、客層等）の設定は任意とします。
- ② ツアーの出発・帰着点の設定は任意とします。
  - \* 全行程が本観光圏内で完結している必要はございません。例えば、本観光圏での観光に新宿駅発着の往復バスを組み込んだ商品の提案も可能です。
- ③ ツアーの行程（日帰り、宿泊）や内容は任意とします。
- ④ 設定期間は、平成 22 年 10 月から平成 23 年 2 月末までの随意の期間とします。ただし、イベント的に単発で実施する商品の設定は不可とします。

#### (3) その他

- ① 支援を受けた着地型旅行商品の催行時には、本協議会が作成した「参加者アンケート調査票」の配布・回収を行っていただきます。（集計・分析は本協議会にて行い、フィードバックいたします。）
- ② 販売期間終了後、支援を受けた着地型旅行商品の販売のために作成したツール（パンフレット等）と販売実績をご報告いただきます。

### 2. 着地型旅行商品の開発・販売支援策について

本協議会では、ご応募いただき優秀と認められ選定した着地型旅行商品の開発・販売にあたり、以下の支援を行います。

- ① 印刷製本費等について、旅行商品1コースあたり10万円の定額支援を行います。
- ② 選定したモデルプランについて本協議会ホームページ（富士五湖ぐるっとつながるガイド（<http://www.fuijigoko-net.jp/pc/>））等で「協議会認定ツアー（仮称）」として宣伝告知を行います。
- ③ 本協議会で実施する誘客プロモーション関連事業（例：世界旅行博2010出展、誘客キャラバン等）で宣伝告知を行います。
- ④ 本協議会で実施する「宿泊滞在プランの開発・提供事業」（秋季～冬季キャンペーン（平成22年11月～平成23年2月末））と連動して宣伝告知を行います。
- ⑤ 本協議会で実施する「販路開拓調査」（九州、関西、北陸等の発地側の旅行会社等へのアンケート調査等；消費者の特性、期待される着地型旅行商品の内容等）の結果を提供します。

なお、今年度、本協議会では今回支援した着地型旅行商品の販売状況、アンケート調査結果等を総合的に判断して、本観光圏として公式にモデル的な着地型旅行商品を見極め、宿泊事業者が「観光圏内限定旅行業者代理業」として販売をするための「所属旅行会社」（2～3社程度）を決定します。所属旅行会社として認定された旅行会社には、平成23年度以降も各種の支援を行っていく予定です。

\* 観光圏内限定旅行業者代理業の特例については下記HPをご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/seibi.html>（観光庁HP）

### 3. 応募方法について

「別紙、補助申請書」に必要事項をご記入の上、下記までご提出ください。

#### (1) 補助申請書の提出先

富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会

「着地型旅行商品開発支援担当」

忍野村役場 地域振興課 渡辺胤範

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514

TEL 0555-84-7794 FAX 0555-84-3717

メールアドレス：[tanenori.watanabe@vill.oshino.lg.jp](mailto:tanenori.watanabe@vill.oshino.lg.jp)

\* 申請に際し、ワード形式のファイルが必要な場合には、ご連絡ください。

#### (2) 補助申請書の提出締切

平成22年8月27日（金）17時 必着

\* 持参、郵送、電送、または電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

### 4. 選定方法及び選定結果について

#### (1) 選定方法

補助申請書を基に本協議会にて審査し、提案内容の優秀さとともに、販売面での工夫などを考慮して、最大8コースを選定します。

\* 1社より複数のコースをご提案いただいた場合には、各コース毎に審査を行い、選定、非選定を判断いたします。

なお、評価基準の配点等の質問は一切受け付けません。

#### (2) 選定結果の通知

申請者には、9月3日（金）までに書面により通知します。

### 5. その他

本支援事業の実施にあたり、業務の一部を財団法人日本交通公社に委託しております。

財団法人日本交通公社 研究調査部 吉澤清良

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-2

TEL 03-5208-4706 FAX 03-5208-4706

メールアドレス：[yoshizawa@jtb.or.jp](mailto:yoshizawa@jtb.or.jp)

## 1. 申請者の概要

会社名	部署名・支店名
旅行業 第 _____ 種 _____ 号	
担当者名 (フリガナ)	電話 : _____
	ファックス : _____
	メール : _____

## 2. 着地型旅行商品の概要

商品名称			
	●商品のポイント (特典・特長)		
商品概要 ①ターゲット	●方面 ●性別 1. 男性 2. 女性 ●年代 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上 ●客層 1. ひとり 2. 夫婦 3. 子ども連れ家族 4. その他家族 (両親や兄弟等) 5. 友人・知人 6. 仕事仲間 7. 婦人会など地域の団体 8. その他 ( _____ )		
②行程	●行程 1. 日帰り型 2. 宿泊型 ( _____ 泊 _____ 日) ●行程表		
③出発日			
④旅行代金	円	⑤最少催行人員	人
⑦主たる販売方法	⑥販売目標 _____ 人		

\* 枠内に納まりきらない場合には、別に資料を添付いただいて結構です。ワード形式のファイルをご利用の場合には、行数を適宜調整してください。

\* 複数の商品を申請される場合には、本補助申請書をコピーをしてお使いください。